

北谷町パークゴルフ場管理基準

北谷町 建設経済部 土木課

令和8年8月

北谷町パークゴルフ場管理基準

趣旨

本管理基準は、北谷町パークゴルフ場（以下「本施設」という。）の指定管理者が行う施設の管理及び運営業務について、北谷町パークゴルフ場指定管理者による管理業務仕様書に基づき、業務の具体的な実施方法・基準について定めるものです。

なお、本管理基準に記載のない業務であっても、本施設の管理運営上必要と考えられる業務については、指定管理者の負担により実施するものとします。

※本管理基準における「軽微な修繕」の業務範囲、金額基準、修繕費の取扱い、事前協議事項等については、仕様書「５．業務範囲及び負担区分」によるものとします。

第１章 芝管理業務

本施設では全面ウインターフィールドが植栽されています。指定管理者はその植生特性や育成状況を考慮し、常に芝が良好な状態を保つよう維持管理を行ってください。

１．芝刈

芝の育成状況により、適切に刈込を行ってください。刈取った芝は指定管理者の責任において適正に処理してください。芝刈高さは下記を基準としますが、育成状況に応じて町と協議して決定するものとします。

- （１）グリーン 6 mm～10 mm
- （２）フェアウェイ 14 mm～15 mm
- （３）ラフ 50 mm程度
- （４）グラスバンカー 50 mm程度

２．施肥散布

芝の育成状況に応じて、最も効果的な施肥時期・肥料を選択し散布してください。（参考回数：４回／年）

３．薬剤散布（殺虫剤・除草剤・殺菌剤）

害虫・雑草・菌の発生状況により適宜散布することとし、利用者及び周囲の住宅、事業者等への影響に注意して、安全性の高い薬剤を選定してください。実施に際しては、なるべく無風・好天の日を選定し、散布作業従事者及び利用者等の安全衛生管理を確実に行ってください。

- （１）殺虫剤散布 （適宜）
- （２）除草剤散布 （適宜）
- （３）殺菌剤散布 （適宜）

なお、雑草除去作業は除草剤散布のみではなく、日常的な人力除草等を組み合わせて適切な管理を行ってください。

※薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の関連法令及び「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル（環境省）」に則して行ってください。薬剤の選定にあたっては専門業者等の助言を受けてください。

4. 芝更新作業（エアレーション、バーチカルカット）

芝の育成状況に応じて適宜行ってください。

5. 目土掛け・補植

芝の育成状況、消耗状況等により適宜目土の散布、補植・張替を行ってください。目土は、海砂等の粒子が細かく、雑草の種子や石等の混入していない水はけの良い土を使用してください。

※芝生管理業務は専門性が高いため、専門業者等への委託も可能です（再委託の手続きは仕様書「2.（8）」によります）。

第2章 樹木管理業務

1. 剪定

本施設の美観を保つため、低木及び高木の剪定を適宜行ってください。高木の剪定を行った際には適宜、腐食防止剤等を塗布してください。また、日常的に落葉処理を行ってください。

2. 支障木の撤去

倒木等により事故が発生する可能性のある樹木については、町と協議のうえ伐採など必要な処置を講じてください。

※高木剪定、支障木の撤去などは専門業者等への委託も可能です（再委託の手続きは仕様書「2.（8）」によります）。

第3章 施設管理業務

本施設内の日常的な清掃、点検、軽微な修繕等を行ってください。利用者が安全で快適にプレーできるよう、施設の管理を行ってください。

1. 駐車場管理

（1）駐車場の施錠・解錠

（2）駐車場及び側溝の清掃

2. 管理棟（倉庫）、トイレ

（1）管理棟、トイレの施錠・解錠

（2）施設内の清掃、点検、軽微な修繕

3. 附帯設備

パークゴルフ場内の照明、フェンス（門扉含む）、防犯カメラ、看板等の附帯

設備の点検、軽微な修繕を行ってください。

※施設の清掃、点検等は日常的に行うものですが、台風襲来前の事前対策、襲来後の清掃、点検、修繕等についても行ってください。

第4章 機械警備業務

1. 業務目的

本施設の閉場時間帯及び管理者不在時における火災、盗難、不法侵入等の予防及び早期発見、不測の事故に対する適切な処置を目的として、機械警備業務を実施するものとする。

2. 業務場所

本施設区域内（管理棟、倉庫、トイレ、駐車場等）

3. 業務内容

（1）機械警備システムの設置・運用

ア 警備会社による機械警備システム（センサー、警報装置、通報装置等）を設置し、24 時間監視を行うこと。

イ 異常感知時には、警備会社の警備員が速やかに現場に急行し、状況確認及び初期対応を行うこと。

ウ 異常があった場合は、指定管理者及び町の担当職員に速やかに連絡すること。

（2）施錠・解錠管理

ア 開場時間外（夜間・休場日等）の施設の警備を行うこと。

イ 管理棟、倉庫、トイレ等の施錠・解錠状態の監視を行うこと。

（3）緊急時の対応

ア 火災、盗難、不法侵入等の異常を感知した場合は、警備員が現場に急行し、必要に応じて消防・警察等の関係機関へ通報すること。

イ 異常発生時の対応状況については、指定管理者へ報告すること。

4. 保険・補償

警備業務に伴う事故等による損害を補償するため、警備会社等は適切な保険に加入していること。

5. 業務報告

警備会社は、警備状況について月次報告書等により指定管理者に報告すること。指定管理者は、必要に応じて町に報告すること。